

北茨城市における放射線対策の基本方針（改定）

平成 23 年 11 月 30 日

平成 23 年 10 月 3 日付で決定した「北茨城市における放射線対策の基本方針」においては、生活空間における放射線量目標を年間 1.44 ミシーベルト以下（子どもたちの生活空間である小・中学校、保育園（所）、幼稚園においては年間 1 ミシーベルト以下）としていました。

その後、国において放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針が平成 23 年 11 月 11 日に閣議決定されたことを受け、国の基本方針に準じて、市の基本方針を下記のとおり改定します。

1 北茨城市の生活空間における放射線量目標

生活空間における放射線量目標を、追加被ばく線量年間 1 ミシーベルト以下とする。

2 目標設定の考え方

追加被ばく線量は、空間線量率の測定により確認することができ、追加被ばく線量年間 1 ミシーベルトは、1 時間当たりの空間線量率（航空機モニタリング等の NaI シンチレーション式サーベイメータによる）に換算すると、毎時 0.23 マイクロシーベルトにあたる。

その考え方は、以下のとおり。

《追加被ばく線量の考え方》

- ① 事故とは関係なく、自然界の放射線が元々存在し、大地からの放射線は毎時 0.04 マイクロシーベルト、宇宙からの放射線は毎時 0.03 マイクロシーベルトである。

※ 大地からの放射線、宇宙からの放射線はそれぞれ年間 0.38 ミシーベルト、年間 0.29 ミシーベルト（文部科学省「学校において受ける線量の計算方法について」（平成 23 年 8 月 26 日））であり、これを一時間当たりに換算（24 時間×365 日で割る）した数値

- ② 追加被ばく線量年間 1 ミシーベルトを、一時間当たりに換算すると、毎時 0.19 マイクロシーベルトと考えられる。（1 日のうち屋外に 8 時間、屋内（遮へい効果（0.4 倍）のある木造家屋）に 16 時間滞在するという生活パターンを仮定）

※ 毎時 0.19 マイクロシーベルト×（8 時間+0.4×16 時間）×365 日＝年間 1 ミシーベルト

- ③ 航空機モニタリング等の NaI シンチレーション式サーベイメータによる空間線量率の測定では、事故による追加被ばく線量に加え、自然界からの放射線のうち、大地からの放射線分が測定されるため、

$0.19 + 0.04 =$ 毎時 0.23 マイクロシーベルト

が、追加被ばく線量年間 1 ミシーベルトにあたる。

※ 通常の NaI シンチレーション式サーベイメータでは宇宙からの放射線はほとんど測定されない。

3 放射線量低減化対策実施の考え方

上記により換算した1時間当たりの放射線量0.23マイクロシーベルトを、地表1メートルにおいて地域的に超える場合は、放射線量低減化対策として、除染等の措置を実施します。

なお、子どもたちの生活空間である小・中学校、保育園（所）、幼稚園、公園においては、それぞれ下記のとおり除染等の措置を実施します。

小学校、保育園（所）、幼稚園

＝ 地表50センチメートルにおいて毎時0.19マイクロシーベルトを超える場合

中学校＝ 地表1メートルにおいて毎時0.19マイクロシーベルトを超える場合

公園＝ 地表50センチメートルにおいて毎時0.23マイクロシーベルトを超える場合

4 汚染状況重点調査地域の指定及び除染実施計画の策定

放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域の指定は、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以上となる地域について指定することとされています。

これまでの航空機モニタリングの結果等によると、市域の西部を中心にこの基準を超える地域が認められることから、汚染状況重点調査地域の指定を希望することとします。

今後、改めて市内の放射線量の状況を調査し、その結果を踏まえて除染実施計画を定める区域を定め、関係する各主体と協議の上で除染実施計画を策定します。

5 市内の放射線量の把握

市内の放射線量の状況をきめ細かく把握するため、これまでの公共施設での放射線量の測定に加えて、順次、通学路等の放射線量測定を実施します。

併せて、今後開始する市民への放射線量測定器の貸出に伴い、貸出を受けた方に測定結果の提供を求めることとします。

これらの測定結果は、個人が特定されない形で、公開します。

6 当面の対応方針

今後実施する放射線量測定により局所的に上記基準を上回る地点が確認された場合、当面、市は、除染等の措置を行おうとする土地所有者等に対して除染等の措置の方法についての助言及び土のう袋の支給等の対応をすることとします。

ただし、市民等の測定により当該地点の放射線量が周囲よりも毎時1マイクロシーベルト以上高い箇所（いわゆるマイクロホットスポット）が発見された場合は、市への連絡を求めるとともに市職員が再度測定をすることとします。

再測定の結果及び土地所有者の意向等を踏まえて、市は、土地所有者が行う除染作業への支援、当該地点への立ち入り禁止及び土壌の削り取り・除草・清掃その他当該地点の状況に応じた除染対策を実施します。